

東淀川区保健福祉センターにおける幼児の発達障がいを抱える  
子育て家庭支援の業務を行う会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- (1) 発達障がいの早期発見・早期支援のための保育所・幼稚園等版こどもサポートネット事業と連携した保育所・幼稚園等子育て支援機関へのアウトリーチによる相談業務
- (2) 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- (3) 発達障がいの疑いのある幼児と養育者への家庭訪問などによる継続的支援業務
- (4) 乳幼児健康診査事業(1歳6か月児、3歳児)との連携
- (5) 発達相談事業(フォロー健診)との連携
- (6) 4・5歳児発達障がい相談事業との連携
- (7) 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (8) 庁内関係部署との連携(母子保健担当・障がい福祉担当など)
- (9) 保育所・幼稚園等子育て支援施設と連携した早期支援体制づくり
- (10) 療育機関と連携した早期支援体制づくり
- (11) その他必要な業務に関すること

3 応募資格

- (1) 以下のいずれかに該当する者

- ①公認心理師又は臨床心理士の認定資格を有する者
- ②公的機関、医療機関、社会福祉施設、教育施設での心理相談業務を6年以上勤務した経験のある者
- ③前各号に準ずる者であつて、上記2に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）、（２）の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

#### ４ 任用期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）

#### ５ 勤務条件等

##### （１）勤務時間・日数

午前９時００分から午後５時１５分（休憩４５分）

週４日３０時間

##### （２）休日

土曜日、日曜日、祝日、週１日（本市指定）及び１２月２９日～１月３日

※ただし、休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

##### （３）勤務場所

大阪市東淀川区豊新２－１－４ 大阪市東淀川区役所２階

##### （４）報酬等

|                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| 報酬（月額）                 | 196,620 円～235,596 円               |
| 期末・勤勉手当<br>（６月、１２月に支給） | 716,432 円～1,095,518 円（６月、１２月の合計額） |
| 年収見込                   | 3,075,872 円～3,922,670 円           |

※報酬は、採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定します。

※期末・勤勉手当は、勤務実績により定められるため、上記のとおりとならない場合があります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

・上記報酬等は、募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

## (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

|          |                                                                                                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次<br>休暇 | 付与日数：12 日<br>付与期間：令和 8 年 4 月 1 日（任用日）～令和 9 年 3 月 31 日（任期満了日）                                                                                                                 |
| 特別<br>休暇 | <p>【有給】</p> <p>夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇 等</p> <p>【無給】</p> <p>生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、<u>子の看護休暇※1</u>、<u>短期介護休暇※1</u>、ドナー休暇</p> <p>（※1）別途取得要件あり</p> |

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

## (6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

## (7) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

イ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## (8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

同日募集する「東淀川区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障がいの早期発見のための健康診査、相談及び連絡調整等の業務を行う会計年度任用職員」の併願申込を可能とする。

## 6 申込方法

次の書類等を持参又は郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は、必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

## (1) 会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

## (2) 申し立て書 1 通

申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

## (3) 公認心理師登録証又は臨床心理士認定証の写し（お持ちの方のみ）

(4)「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号）

○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込み期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月17日（火）まで  
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）  
午前9時から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4  
大阪市東淀川区役所保健福祉課（子育て支援室）2階25番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和8年2月17日（火）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

7 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

(2) 口述（面接）試験

8 選考日時及び場所

日時：令和8年3月6日（金）午前9時30分開始（午前9時20分集合）

場所：筆記試験 東淀川区役所 3階 304会議室

面接試験 東淀川区役所 4階 402会議室

○結果の発表

合否については、受験者本人あて送付します。

なお、受験者本人以外には、お知らせできません。

9 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

(3) 本採用は、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

10 問合せ先

大阪市東淀川区役所保健福祉課（子育て支援室）

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新 2－1－4

電話：06-4809-9854 ファックス：06-6327-2840

申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと